

藤沢市都市計画審議会の市民委員を募集しています

任期満了に伴い、本市の都市計画に関する施策について審議する「藤沢市都市計画審議会」の市民委員を募集しています。

「藤沢市都市計画審議会」とは、本市の都市計画に関する事項を調査審議するために、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき設置している、市長の諮問機関です。

会議については、原則として平日の日中に1回2時間程度、年間4回程度（5月下旬、8月下旬、11月下旬、2月上旬予定）開催します。委員は本市の非常勤職員として位置づけられ、「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例」に基づき日額報酬が支払われます。

<参考>現在の委員構成 20人（2023年（令和5年）4月現在）

市民委員	5人	学識経験委員	11人
市議会議員委員	2人	関係行政機関委員	2人

<参考>最近の議事

○第178回都市計画審議会（2022年5月27日開催）

- 議第1号 藤沢都市計画公園の変更について（藤沢市決定）（2・2・39号 北町公園）
- 議第2号 藤沢都市計画道路の変更について（神奈川県決定）（3・5・27号高倉下長後線）
- 議第3号 藤沢都市計画用途地域の変更について（藤沢市決定）
- 議第4号 藤沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（藤沢市決定）
- 報告事項1 藤沢駅南口391街区に関する都市計画提案について

○第179回都市計画審議会（2022年8月31日開催）

- 議第1号 特定生産緑地の指定について（諮問）
- 報告事項1 藤沢都市計画生産緑地地区の変更について
- 報告事項2 藤沢都市計画臨港地区の変更について
- 報告事項3 藤沢都市計画景観地区の変更について
- 報告事項4 藤沢市立地適正化計画の改定について
- 報告事項5 高度利用地区指定基準の改正について

○第180回都市計画審議会（2022年11月24日開催）

- 議第1号 藤沢都市計画生産緑地地区の変更について（藤沢市決定）
- 報告事項1 藤沢駅南口391地区（都市計画提案）に関する都市計画素案について

○第181回都市計画審議会（2023年2月1日開催）

- 議第1号 藤沢都市計画臨港地区の変更について（湘南港臨港地区）（藤沢市決定）
- 議第2号 藤沢都市計画景観地区の変更について（江の島景観地区）（藤沢市決定）
- 議第3号 藤沢市景観計画の変更について（江の島特別景観形成地区）（諮問）
- 報告事項1 高度利用地区指定基準の改正について

○第182回都市計画審議会（2023年3月29日開催）

- 報告事項1 藤沢都市計画区域区分等の変更等について（健康と文化の森地区及び新産業の森第二地区の市街化区域編入に関する都市計画の決定・変更について）
- 報告事項2 藤沢駅南口391地区の都市計画素案に関する公聴会について

- 1【応募資格】市内在住、在勤又は在学で、応募日現在、本市の他の審議会等の委員、常勤の特別職・職員・議員でない方
- 2【募集人員】5人（応募動機の内容、男女比率・年代・居住地域等の均衡を考慮して選考により決定）
- 3【任期等】2023年7月1日から2年間、報酬あり（10,400円（交通費込））
- 4【申込方法】本市都市計画課のホームページ又は都市計画課窓口及び市内各市民センター・公民館に備えている「藤沢市都市計画審議会委員申込書」に必要事項を記入して、必ず本人が都市計画課（分庁舎3階）へ持参して提出してください。
なお、郵送やメール、ファクシミリでは受付いたしませんので、ご了承ください。
また、提出いただいた申込書は返却いたしません。申込書に記入した内容については、本件の目的以外には使用いたしません。
- 5【申込期間】5月10日（水）～5月31日（水）（土・日を除く、8時30分から17時まで）
- 6【選考結果】結果は郵送にて応募者全員に送付します。
- 7【会議の公開】会議の傍聴及び会議録の公開をしていますので、ご了承ください。